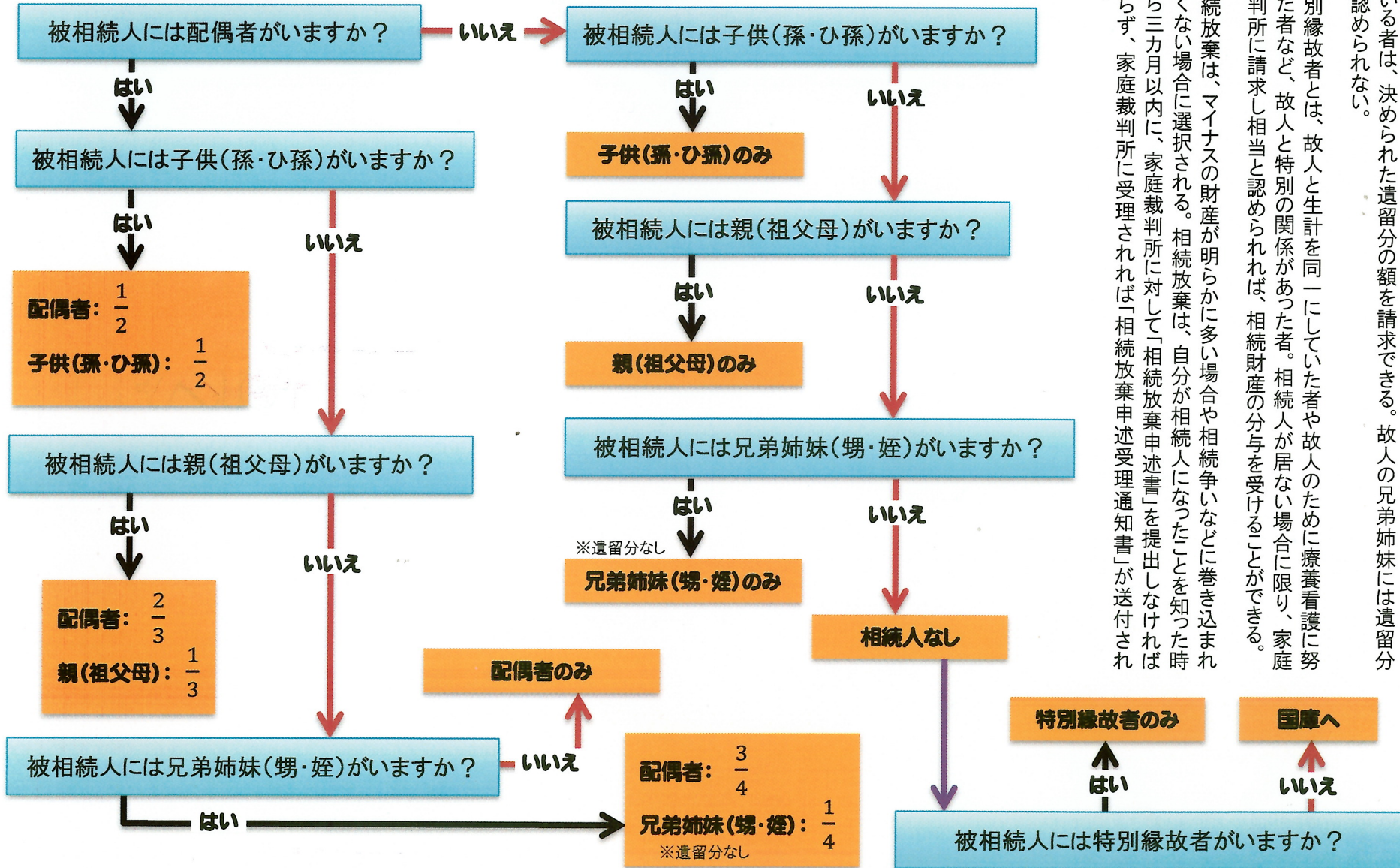


相続人は誰だ!?



法律で定められた相続する権利を持つ人(法定相続人)を
チャートで調べてみましょう。
被相続人とは、亡くなった人のことで財産を残した人をいいます。

Start!



※()内の者は、相続人が死亡しているなど相続権を失った相続人に代わって相続出来る者。

※たとえ遺言書で、法定相続人以外の第三者に遺産を全部残したい旨が書かれてあっても、遺留分(一定の相続人がもつことのできる最小限の額)が認められている者は、決められた遺留分の額を請求できる。故人の兄弟姉妹には遺留分は認められない。

※特別縁故者とは、故人と生計を同一にしていた者や故人のために療養看護に努めた者など、故人と特別の関係があった者。相続人が居ない場合に限り、家庭裁判所に請求し相当と認められれば、相続財産の分与を受けることができる。

※相続放棄は、マイナスの財産が明らかに多い場合や相続争いなどに巻き込まれたくない場合を選択される。相続放棄は、自分が相続人になったことを知った時から三カ月以内に、家庭裁判所に対して「相続放棄申述書」を提出しなければならず、家庭裁判所に受理されれば「相続放棄申述受理通知書」が送付される。